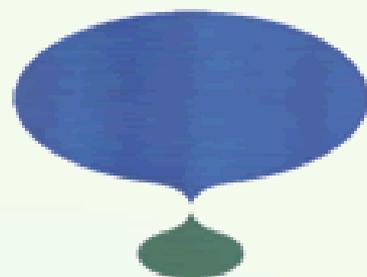


## 審議事項 1)

# 屋外広告物条例・施行規則の改正について



湖 南 市

# 審議事項1)

## 屋外広告物条例・施行規則の改正について

- I. 第1種地域における総表示面積規制について
- II. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について

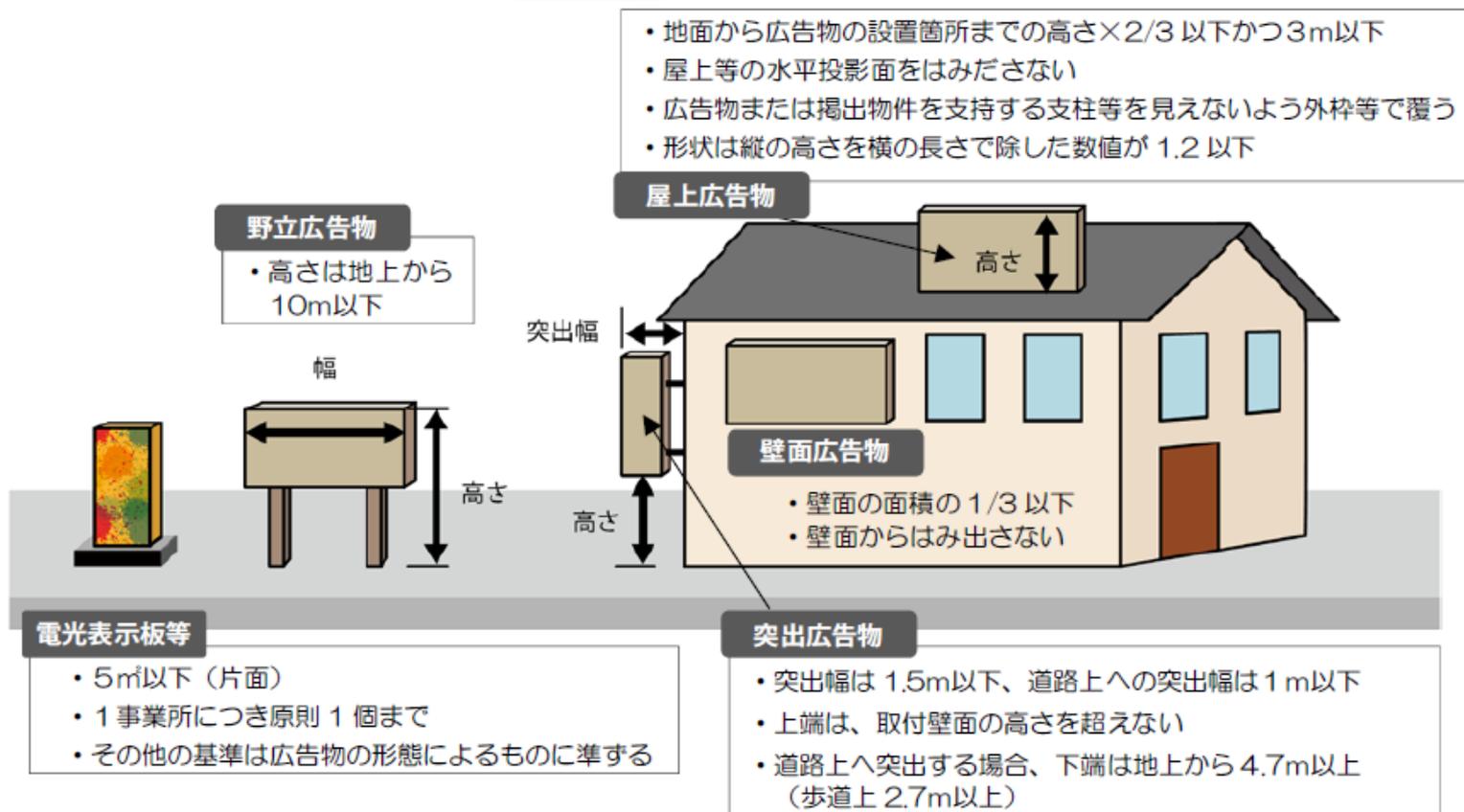
# I. 第1種地域における総表示面積の規制について

## ① 第1種地域

良好な景観形成を図るため、特に必要がある国道1号沿道の重点地区（景観計画）のうち、国道1号（石部大橋交差点から栗東市境までの間を除く）の道路中心線から両側100mの範囲を指定します。（岩根地区地区計画の範囲を除く）

### ■ 自家用広告物（合計が5㎡以下の場合には許可不要）

自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



# I. 第1種地域における総表示面積の規制について

敷地内の自家用広告物の合計表示面積は15㎡以下とする

(実態)

第1種地域内には工場・倉庫等大規模事業所があり、100㎡を超える広告物を敷地内に掲出している事業所も点在している。平成28年度までの滋賀県条例では基準に適合していたが、市の条例施行により基準違反となってしまう。

## 現状の指導

経過措置期間内に敷地内の合計表示面積を15㎡以内にするように求める

※経過措置期間...滋賀県条例で適法だった物件が市の条例施行により違法となった場合、条例施行の平成29年度から令和5年度までの7年以内に基準に適合するように求める制度。

(課題)

・100㎡を超える広告物を15㎡以内に是正すると、撤去作業や修正作業等大規模な工事となり多大なコストを要するため、経過措置期間内での是正は困難ではないか。

# I. 第1種地域における総表示面積の規制について

## 前回委員会でお示した方向性

- ・ 設置可能な広告物の総面積規制を、敷地面積に応じて緩和する

(例：東近江市、彦根市)

敷地内の自家用広告物の合計表示面積は15㎡以下とする

ただし、敷地面積が1,000㎡を超える事業所については、下記の緩和措置を設ける

$$\text{広告物の総表示面積} \leq 15 \times \text{敷地面積} / 1,000 \quad (\text{㎡})$$

(前回のご意見)

野立広告物については高さの制限のみのため、事業所の規模の大きさに比例した大型の野立広告物の掲出が可能となる。

事業所敷地の幹線道路沿いなど、より景観に影響を与える場所にそうした野立広告物を掲出する恐れもある。



今後、景観に影響を与える大規模な広告物を新規に設置される恐れのない方向性を検討する必要がある。

## I. 第1種地域における総表示面積の規制について

- 広告物の規模・是正コストから是正が困難だという点
- 今後の景観への影響を最小限に抑える必要がある点

### 方向性

- ・ 市条例施行日以前に滋賀県条例に基づき適法に設置された自家用広告物については、総面積規制の対象外とする。

今後、新規で広告物を設置する場合も、総表示面積規制の15㎡以内の面積に抑えることが可能になる。

### 規則改正案

湖南省屋外広告物条例施行規則 別表第2（第9条関係）

第1種地域

全ての広告物

1 表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。（ただし、市条例施行以前に滋賀県条例により適法に設置された広告物は除く。）

## Ⅱ. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について

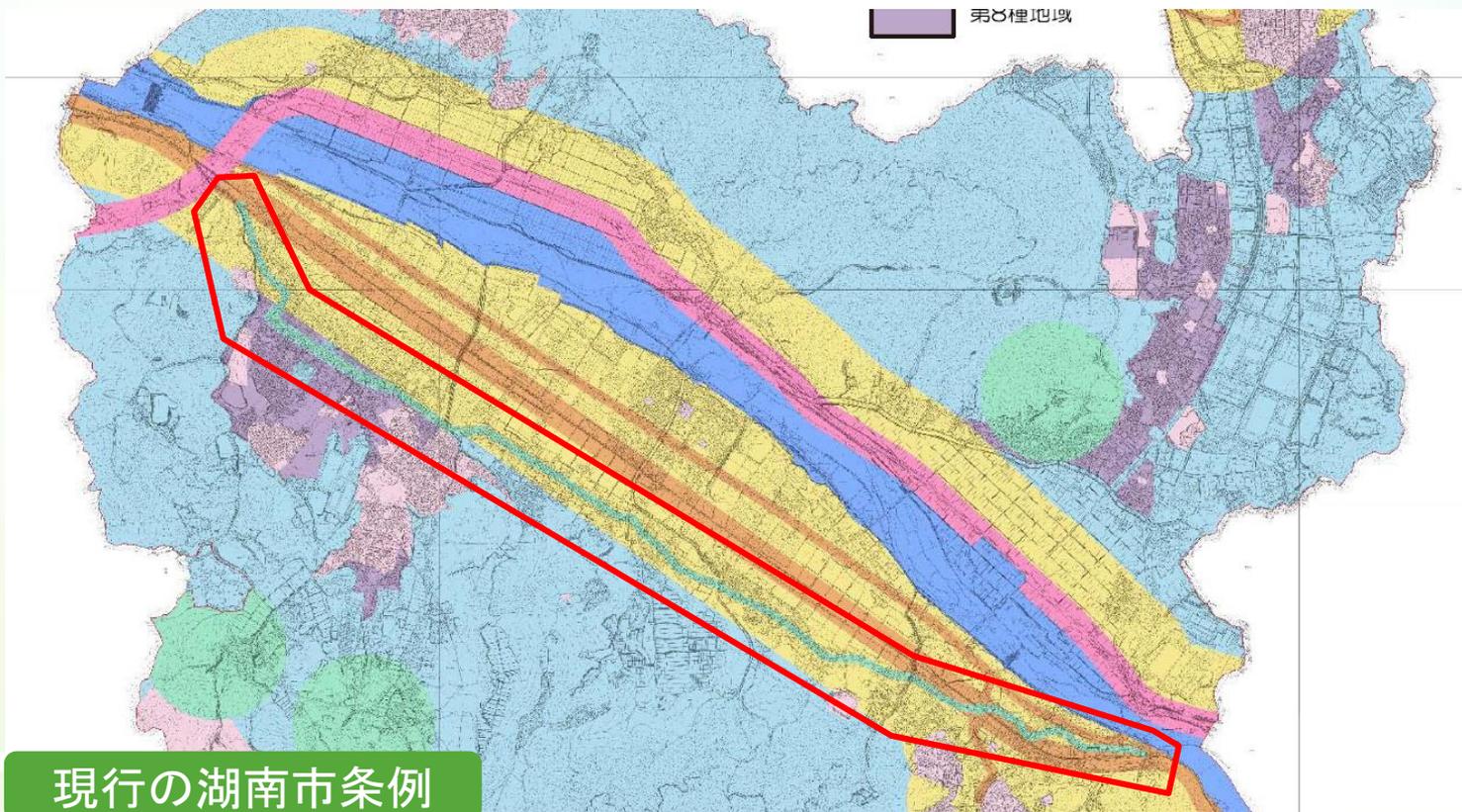
- 現行の屋外広告物許可地域における旧東海道沿道の位置づけについて
- ・ 平成26年12月告示の湖南省景観計画において、旧東海道沿道地区は重点地区候補地に位置付けられた。



## Ⅱ. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について

○現行の屋外広告物許可地域における旧東海道沿道の位置づけについて

・平成29年4月の湖南省屋外広告物条例施行にあたり、旧東海道沿道地区は重点地区候補地の範囲が第3種地域に指定された。



現行の湖南省条例

第9条

(3) 第3種地域

イ 市道旧東海道線旧東海道線4号橋から市道西線第3号町道橋の範囲で旧東海道とその道路境界から両側25メートルの区域



## Ⅱ. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について

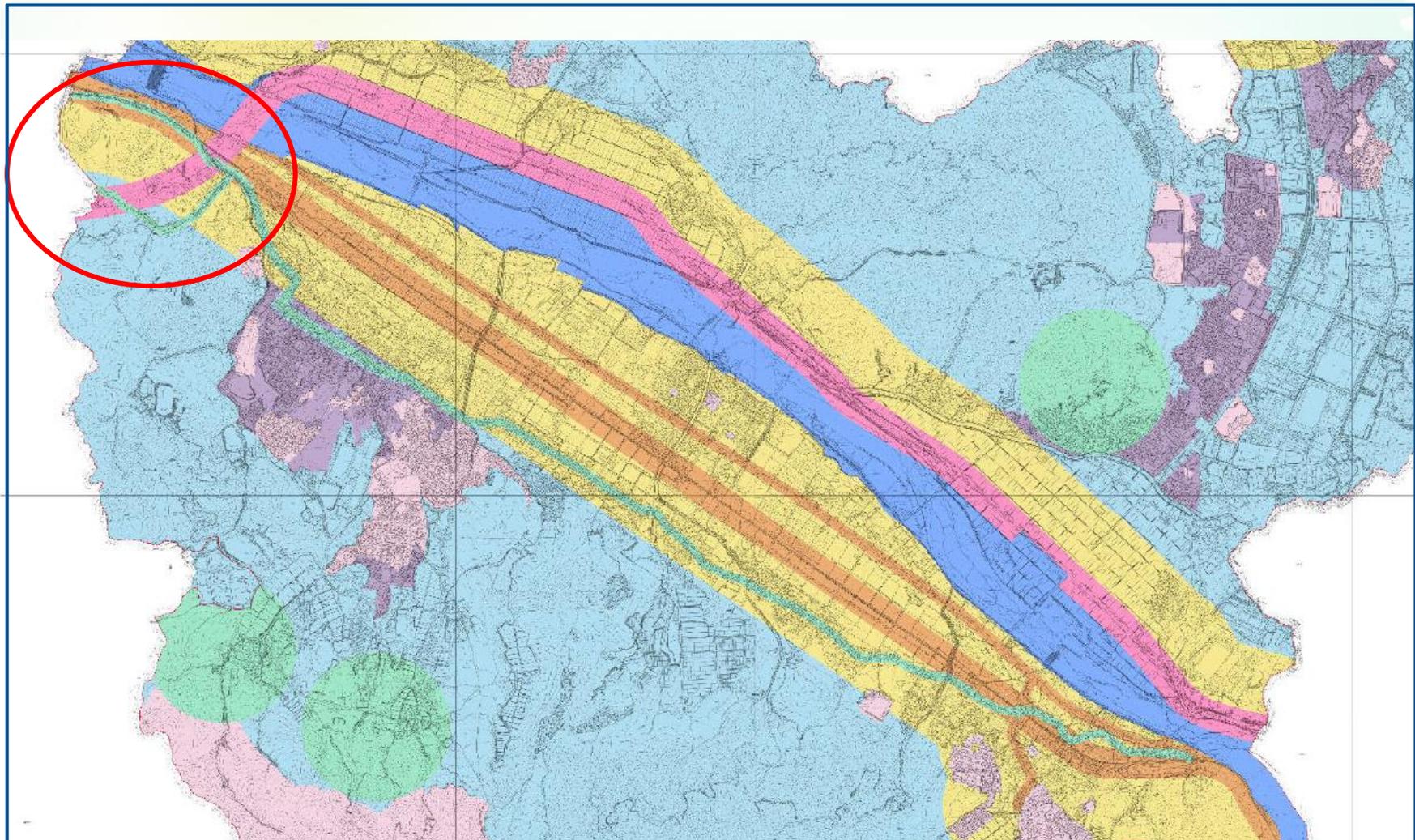
### 石部地域旧東海道沿道地区 区域図

石部地域旧東海道沿道地区は、市道石部東線落合川橋から栗東市との市境までの区間で、道路境界から25mの範囲です。

敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域とします。



## Ⅱ. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について



重点地区と同様に、栗東市との市境まで延長します。

## Ⅱ. 景観計画重点地区指定に伴う屋外広告物許可地域の変更について

### 条例改正案

#### 第9条

##### (3) 第3種地域

イ 市道旧東海道線旧東海道線4号橋から市道西線栗東市境及び市道五軒茶屋線栗東市境の範囲で旧東海道とその道路境界から両側25メートルの区域